

第59回 容量市場の在り方等に関する検討会 議事録

1. 開催状況

日時：2024年11月25日（月） 13:30～14:50

場所：WEB会議

出席者：

秋池 玲子 座長（ポストコンサルティンググループ マネージング・ディレクター&シニア・パートナー）

安念 潤司 委員（中央大学法科大学院 教授）

小宮山 涼一 委員（東京大学大学院工学系研究科 教授）

松平 定之 委員（西村あさひ法律事務所 パートナー）

松村 敏弘 委員（東京大学 社会科学研究所 教授）

圓尾 雅則 委員（SMB C日興証券株式会社 マネージング・ディレクター）

梅本 昌弘 オブザーバー（伊藤忠エネクス株式会社 電力・ユーティリティ部門 電力需給部長）

佐々木 邦昭 オブザーバー（イーレックス株式会社 小売統括部長）

高垣 恵孝 オブザーバー（送配電網協議会 ネットワーク企画部長）

鳥居 敦 オブザーバー（東京ガス株式会社 電力事業部 担当部長）

平石 雅一 オブザーバー（関西電力株式会社 エネルギー・環境企画室 企画担当部長）

森 正樹 オブザーバー（電源開発株式会社 経営企画部 部長）

浅井 大輔 オブザーバー代理（東京電力パワーグリッド株式会社 系統運用部 担当部長）

荒木 崇 オブザーバー代理（株式会社エネット 経営企画部 担当課長）

小柳 聡志 オブザーバー（資源エネルギー庁 電力・ガス事業部 政策課 電力産業・市場室長）

齋藤 拓也 オブザーバー代理（電力・ガス取引監視等委員会事務局 取引監視課 課長補佐）

欠席者：

秋元 圭吾 副座長（公益財団法人地球環境産業技術研究機構 システム研究グループリーダー・主席研究員）

林 泰弘 委員（早稲田大学大学院先進理工学研究科 教授）

議題：

- (1) 供給力提供通知にかかる検討状況を受けた対応について
- (2) 2025年度追加オークションの募集要綱の概要およびスケジュールについて（対象実需給年度2026年度）
- (3) 2025年度の実需給に向けた準備（実効性テストの結果等）について

資料：

【資料1】議事次第

【資料2】委員名簿

【資料3】供給力提供通知にかかる検討状況を受けた対応について

【資料4】2025年度追加オークションの募集要綱の概要およびスケジュールについて（対象実需給年度2026年度）

【資料5】2025年度の実需給に向けた準備（実効性テストの結果等）について

【別紙1】2025年度追加オークション募集要綱（案）

【別紙2】容量確保契約約款（案）

2. 議事

（1）供給力提供通知にかかる検討状況を受けた対応について

○ 事務局より、資料3に沿って、「供給力提供通知にかかる検討状況を受けた対応について」の説明が行われた。

[主な議論]

（小宮山委員）

ご説明感謝する。15ページの2025年度の追加オークションのペナルティレートについては、こちらの提案に賛同する。追加オークションなので、やはり記載のとおりメインオークションの契約条件と平仄を取ることは大事で、こちらについては、ペナルティレートに利用するZの値について30時間で良いのではないかと考える。13ページの今後の検討課題、ペナルティレートの設定だが、予備率の計上の考え方が変わった中で、大変難しい課題であると認識している。正しい方法が見いだせない項目かと捉える。私自身の意見だが、当面は30時間をベースに、続けていくことで方針を決めてはどうかと考える。6ページの過去を考える際に、おおよそ30時間ということで、こちら2016年から2018年の平均値をベースに設定したものと認識しているが、恐らくこの時期の予備率は、ある程度実態的な需要と供給のバランスから来る予備率が観測されたと仮定すると、この30時間というのは、ある程度参照すべきパラメーターになり得るのではないかと。もし可能ならば少し古いデータから計算した値かと捉えるので、2018年以降のデータも参照しながら改めて考えることも、あり得るのではないかと印象を持っている次第だ。今後、様々な委員会でご議論されていると認識しているが、揚水の計上の方法が変われば、エリアによっては、広域予備率が大幅に改善するという試算もあると認識しているので、まずはこの30時間をベースに今後のペナルティの設定に関しては、考えることも一つの方策としてあり得るのではないかと認識している。

（松平委員）

この論点は私が正確に理解できているのか、自分自身疑問なのだが、予備率が過去より低下傾向にあり、今回揚水の取扱いを変えることで少し戻せる余地もあるのではないかと、ただ、どれくらい実際に戻るのは、もう少し分析、検討してみないとわからないところがある、というのが現状だと理解している。13ページの辺りで、ペナルティレートの今後の設定の仕方等、2024年度実需給ペナルティの扱いという要素もあるので、そういった意味でいうと遡って検討するというのも含めて、論点になっていると理解している。対事業者とOCCTOという関係における法的な観点からすると、事業者に不利益にならない遡りであれば、法的には問題ないと思う。ここで議論になり得るペナルティの扱いは、 $Z = 30$ というものを見直すことによって、ペナルティの金額が事業者によっては、軽減する可能性があることを含んだご議論であり、そういう方向であれば法的には問題ない議論だと理解している。ただその前提として、予備率が低下傾向にあるがゆえに、事業者さんがもともと想定されていたよりも、安定電源については、より厳格かつ正に安定して運転するという要素を、より達成しなければいけない頻度が高くなっている。より厳しい状況になっている状況かと考え、その辺りでどれくらい困っているのかとか、あるいは、もしかすると $Z = 30$ であるがゆえに、早めにペナルティがMaxに到達してしまい、それ以降ペナルティという形で裏付けられたモチベーションで、リクワイアメントを達成するというモチベーションが働きにくくなっているというような状況があるのかどうかとか、理論的にZという考え方、数字に合わせていくべきではないかということも、勿論あるとは考えるが、今見直しが必要になっている事業者側の要請等、要するに容量市場に入りにくい状況まで生じているのか、今後実需給年度

途中でリクワイアメントを守っていくというモチベーション等、そういうところにどれくらい影響しているのかという情報があると、議論しやすいのかと感じた。15ページの今回検討する追加オークションの部分については、一度は少なくともメインオークションに合わせていくという方向性自体は、私も特段異論はない。

(森オブザーバー)

13ページの今後の検討課題についてコメントさせていただく。8ページで8月末までの供給力提供通知コマの実績を示していただいているが、足元まで広げてみると、更に増えており、多くのエリアで200コマ、100時間を超えるような状況になっている。特に東京エリアでは500コマ、250時間を超えていると認識している。これだけのコマ数で発令されると、発電所の運転にも、設備面、人的面で大きな負荷がかかっていると考える。そのため、広域予備率の確からしさの向上に期待したい。

その点からも、ペナルティレートの設定方法と、その適用時期を今後議論いただくことに賛成。その上で、30時間を前提としたペナルティレートについて、2024年度の実績部分に対しても、何らかの遡及的な対応を検討いただきたい。これだけの頻度で供給力提供通知が発出されることは、制度設計当初は想定されておらず、我々容量提供事業者にとっても想定外。今後、改善が期待されるにしても、過去分についても適切な見直しが必要と考える。例えば、今後は供給力提供通知の発令頻度、時間が改善されることを前提として、2024年度に限っては30時間ではなく、各エリアで実際に通知が発令された時間数を基にペナルティレートを算定するといった方法が、制度設計当初の考え方とも整合するのではないかと考える。

(鳥居オブザーバー)

私もペナルティレートのZの時間数について発言させていただく。今後の広域予備率の計上の考え次第で、低予備率のコマは減少するかもしれないが、既に今年度のこれまでの実績として、9エリアの平均は30時間を超えているといった状態であるため、なるべく実態に即したZの数値を採用しては如何かと考える。時期についても、次年度のメインオークションの募集要綱に反映してからだと、最速でも2029年度ということになってしまうので、またZの時間数が長くなるということは、容量提供事業者にとっては不利益変更にはならないといったところもあり、約款の附則で対応する等早めに導入することも、検討いただければと考える。

(浅井オブザーバー代理)

資料3について、コメントさせていただく。本件に限らず、仕組みを見直していく際には、安定供給が確保される仕組みになっているかという視点が、必要かと考える。今回で言えばペナルティレートを算定する、Zの指標が実態と乖離しているということからの問題提起と理解している。Zを仮に増やしても需給の厳しい状況は改善できないと考える。Zが想定外の30時間を大幅に超えていること、つまり8%というコマが増えていること自体をどうやって回避するかということが、対策の本質かと考える。加えてZを増やすと、数式上はペナルティレートが減ると考えられるが、実態として需給が厳しくなるコマが増えている状況で、事業者に供給力提供をお願いする頻度が高まるということを考えると、ペナルティレートを下げることが、市場に与えるメッセージとして逆行することにならないかと心配。以上2点を踏まえると、事業者の懸念もそのとおりかと捉えるが、単なるペナルティレートという課題ではなく、需給実態を踏まえた効率的な見直しになるように、引き続き検討をお願いしたい。

(荒木オブザーバー代理)

12ページの予備率に影響する検討について発言させていただく。今回の揚水発電の一時的な運用主体の変更によ

り、今後、翌日予備率が一定程度改善されると想定されると説明いただいた。広域予備率の翌日計画と当日ゲートクロース断面との大きな乖離については、補正インバランス料金の見直しの在り方にも関連してくる問題と受け止め、その上で2点コメントさせていただく。1点目は、広域予備率に影響する検討の対策が、運用開始される時期の公表についてだが、今回の揚水の一時的な運用主体の変更や調整力等委等で整理されている暫定対策について、我々事業者の需給運用の予見性の向上の観点から、時期の公表をお願いしたい。二つ目は、今回の対策の効果の範囲だが、今回の一時的な運用主体の変更の効果は、一般送配電事業者による余力活用電源の追加起動後でもなお、調整力不足が発生するコマで発揮されると理解しているが、本日の資料12ページでも引用されている監視等委の第3回制度設計・監視専門会合の同資料57ページの記載内容によると、当該のコマ数というのが4/1～8/31迄の間、東京エリアは138コマあるものの、中部及び関西エリアでは1コマも発生がなかったという形で記載されていた。このため、揚水発電の一時的な運用主体を変更しても、東京エリア以外、中部及び関西等、他のエリアでは、今冬に向けて広域予備率の翌日と当日の乖離について、改善が見込めないのではないかとやや懸念している。本検討会ではなく、調整力等委の議論と認識しているが、今回の一時的な運用変更によって東京エリアでどの程度、改善効果があったのか是非、検証を行っていただきたい。また、その他のエリアにおける広域予備率の翌日と当日の乖離の分析と改善に向けた検討を、引き続きお願いしたい。

(事務局)

様々な意見いただき感謝する。13ページの今後の検討課題についていただいたご意見と、その他ご意見をいただいたと捉える。13ページの課題に関しては、今後の検討を進めてまいりたい。揚水運用の見直しに関して今後の生の実績はこれから見ていくが、過去分についても近い過去の実績と、見直し後の計上方法であれば、どうなるか、今後のペナルティレートの設定の関係というところで分析していきたい。適用時期や2024年度の扱いに関してご意見いただいているが、こちらについては、ご指摘いただいたように、法的な観点で影響があるかというところ、それから実態として、事業者側に生じている影響というところを、鑑みて得失比較を行い、検討を進めてまいりたい。直接的な検討課題について13ページから関連して、安定供給の観点での指摘をいただいた。Zの数字の検討で見直ししたとしても需給の状況が、厳しいことには変わりはないというご意見だったが、こちらについては、関連する審議会でも、予備力の考え方というところで、継続的に検討している。Z=30を所与のものとして、供給力を確保するというより、ここでの検討においては適正な必要力を確保した上で、それがしっかりと容量市場の中で提供されるように、適正なペナルティレートを検討していくことと考える。それぞれ適切な場で検討して参りたい。また、揚水の見直しに関して今後、どのようになるかというところは、分析したいと考えるが、ご指摘のインバランス料金に影響するということも含めて検討したい。あと1点ここで、見直し時期についての公表をお願いしたいというご意見いただいたが、今冬の高需要期に向けて、準備が進められていると聞いている。当日と翌日の予備率の乖離についても、今後の予備率の状況を注視し、分析の中で注目し検討してまいりたい。

(秋池座長)

供給力提供通知につきましては、関連する委員会や国の審議会の検討を踏まえながら、容量市場としても検討を進めていくことになる。本日はこれまでの議論の状況と課題を示すところまでだが、事務局の皆様には引き続き国と連携しながら、検討を進めていただくようお願いする。

(2) 2025年度追加オークションの募集要綱の概要およびスケジュールについて(対象実需給年度2026年度)

- 事務局より、資料4に沿って、「2025年度追加オークションの募集要綱の概要およびスケジュールについて

(対象実需給年度2026年度)の説明が行われた。

[主な議論]

(松平委員)

ご説明いただき感謝する。10、11ページの、追加オークションの実施判断までに行われた市場退出ペナルティの取扱いについて、コメントさせていただく。今回の変更は、返金がされる場面を制限することなので、内容としては事業者に不利益な変更になると考える。一般論として、容量確保契約締結後に一方的に不利に変更をするということについては、一つは事業者にとっての仕組み、制度の予見可能性という点においても、また純粋な民民の契約ではないとはいえ、一方で、民民の契約に近い要素もあると、容量確保契約という契約を結んだ上で、意向を求めていくということで、民民の契約、民法の適用も含めて、あり得るという形で考えていく必要がある。そういった中で、一方的な約款変更というものが、そもそも法的に有効なのかという論点も絡むものだと考え、そういう観点で確かに退出という意味決定より前に、不利益変更を知らせているではないかという要素はあるが、やはり法的に見た場合には契約締結時以降に、一方的な不利益があったかどうかという観点で見られるということだと捉え、一般論としては慎重に行うべきと考える。今回の変更については、13条2項に定められている調達オークション、追加オークションが開催された時、どのような約定がなされるか、ある意味偶然性を条件として一定の場合、返金がなされるというところを、変更するということが、そもそもそういった返金がなされるかどうか自体が、事業者にとっても100%確実ではない。一定の条件が満たされた場合のみ偶然にお金が返ってくるかも知れない場面なので、ここにどこまで皆さん、意図されて札入れされたかという、必ずしもそこに意図した訳ではないねと、少なくとも依拠の度合いが高かったということではないということもできると考え、今回の修正が直ちに不相当であって効力がないことを申し上げるつもりはないが、今後の注意点としては、しっかりこういった不利益変更するということを、事業者にも早めに周知をし、改定前、ここでは附則の施行日以降に退出した人に新たな変更後の約款を適用することなので、その周知をした日、個別の通知も含めて、周知をした日から施行日まで一定の合理的な期間を設定しておき、不利益変更前の約款に基づいて退出をするという機会を与えることが、今回の変更の安定性という観点から望ましいのではないかと考える。

(松村委員)

今の点に関して真逆の意見だ。エネ庁の会議でも申し上げたが、そもそも何でこういうルールになっているのかという、追加オークションの前に退出し、追加オークションで元々メインオークションより低い価格で調達できるなら、実質的に損失を消費者に与えてないことになり、そのような時にむやみにおおきなペナルティを与えるのは不必要で、リスクを大きくするだけになる。だからその時には厳しいペナルティにしなくても良いという整理だったはずだ。ところが今回は未達となる状況を具体的に議論している。一般論として、例えば10単位調達することがあったとして、調達価格が元々100だったものが99で代替調達できたとする、退出の損失がなかったというルールがあるときに、実際に10単位調達したいに関わらず、9単位しか調達できなかった事態は、もし追加調達で上限価格がX円だったとして、最後の10個目以降の札がXプラス1円以上の価格だったといった状況なので、価格が高すぎることで不落になった状況と基本的には同じはず。その時にXプラス1円の札しかなかった事態よりも、Xマイナス1円の札ができた事態は、明らかにその結果として未達がなくなる訳で、調達側としては、より良い方向へ動いているはず。でなければ募集量や上限価格がおかしいことになる。だから消費者の損失はより少ない方へ行ったとなるはず。ところがその時にはペナルティを払わなければいけないのに、最後の札はXプラス1円、上限価格がX円でXプラス1円だったとすれば、それはペナルティを払わなくていいというのは、それは制度として良くないし、制度の趣旨に著しく反している。だからこれは、価格の解釈の問題であり、未達であればこの場合はXプラス1円と解釈すべき。本当は約款変更等という正攻法を取らなくても、今回のような解釈は当然ではないか、ということもあり得ると

考える。ただ流石に日本語の解釈としては、少し無理があるので、エネ庁としてはそのような強硬策は取らなくて、約款を変更するというごく穏当な提案が出てきたということ。通常考えられる以上に事業者の利益、安定性を考えた提案が出てきたわけだが、これは本来合理的なのは、既に済んだものを含めて、本来ならペナルティを払う必要がある事案ではないか、というよりそれを明確にした、ということに過ぎないと考える。このように書き方を不明瞭にしまったということは、今後もあり得るだろうが、機能を考えれば、これは明らかに退出によってある種の損失を、調達側に与えたということなので、元々のペナルティを払うと解釈するのが本来は自然だと考える。私は今回を機にこのような記述をされた時には、機能に注目し実質的に損失を与えた場合には、減免の適用にならないという解釈を普及させていくべきだと考える。従って今回の容量市場では、いきなりそれを言うのは無理があるので、今回は約款の変更という格好にしたが、本来、これは約款を変更しなくても、当然約款の変更で言われているものと同じルールで行うのが本来の筋であると考え。

(浅井オブザーバー代理)

1点コメントさせていただく。7月の検討会でも発言させていただいているが、メインオークション時点で追加オークションの調達量を控除して調達するという、今の手法について事業者の実態を聞きながら、再検討いただきたいとお願いしていたと認識している。一部のエリアでは、メインオークションで見込んだ控除量の追加オークションが開催されていなかったり、一部のエリアでは追加オークションの調達不調だったりといったように、差が出ているという状況があるので、今回の追加オークションの結果も踏まえてになるとは考えるが、想定したものが、そのように動いているかを踏まえて、検討課題の一つとして考えていただきたい。

(森オブザーバー)

14ページの約款の表現を明確化する修正についてコメントさせていただく。今回お示しいただいた約款の修正案の趣旨は理解するが、少なくとも現行の約款と関連資料からは、今回お示しいただいたような解釈をすることは非常に難しい。約款の改定は2025年2月上旬頃になると理解しているが、それまでの間についても、取扱いの明確化が必要。例えば、容量提供事業者として相対契約を締結する小売電気事業者と容量確保金の精算、ペナルティの帰属の扱い等にかかる協議においても、約款が法的な拠り所になると考えられる。このため、正規の手続きを踏んだ約款の改定は速やかに進めていただくとして、改定までの期間の取扱いについても、何らかの公式なアナウンスをお願いしたい。

(事務局)

様々なご指摘に感謝する。松村委員、松平委員からご指摘いただいた市場退出のルールの見直しのところだが、こちら審議会の方で整理されたところを、落とし込んだものと考えているが、ご指摘いただいたようにオークション倫理に影響を与えたかどうかという観点で考えるべきというところは、我々事務局としても、そのように考えたので、今回の修正をステップを踏んで行っていきたいと考えている。一方で法的な観点では、不利益変更という可能性もあるとご指摘もあったので、そういった観点で引き続き丁寧に対応してまいりたい。事業者へのしっかりとした形での周知等を考えていきたい。浅井オブザーバー代理より追加オークションを開催する、しないの状況が、これまでのケースで言うと、エリア毎で見るとそれぞれ年度によって状況が違うということだが、メインオークションにおいてどれだけとっていたかということも、この追加オークションのルールに係ることだと捉える。今後の追加オークションの開催状況も踏まえて、メインオークションとの関係を改めて検討していきたいと考える。森オブザーバーからのご意見で、資料の明確化の修正例でお示した供給指示におけるリクワイアメント未達量に関するところだが、約款の改訂ということで、今回、提示しパブコメをかけて修正が完了するというような形になるが、それまでの扱いについてどのように整理しているかが必要というご指摘かと捉える。改訂までの間、その前も含め今回、修正例としてお示したところについては、異なる解釈があり得たということから、この運用の中で個別にしっかり対応していき

い。公式なアナウンスという形になるか、該当する事業者とのこれまでのやりとりの中で個別に対応するかといったところだが、いずれにしても丁寧に対応していきたい。

(秋池座長)

皆様、ご意見いただき感謝する。追加オークションについては、この後意見募集を行い事業者の皆様からのご意見を確
認してまいる。意見募集の後、募集要綱と約款の公表を行い、参加登録を開始していくことになる。事務局の皆様には
引き続き2025年度に向けた準備をお願いする。

(3) 2025年度の実需給に向けた準備（実効性テストの結果等）について

- 事務局より、資料4に沿って、「2025年度の実需給に向けた準備（実効性テストの結果等）について」の
説明が行われた。

[主な議論]

(小宮山委員)

ご説明いただき感謝する。まずは2025年度の実需給に向け、色々のご準備いただきお礼を申し上げる。説明会
他、意見募集他、事業者様と数多くコミュニケーションを取ることは、大変大事かと認識しているので、その点についてお礼
を申し上げる。2点目は、実効性テストについては、結果報告いただき感謝する。大変興味深く、本年度も拝見させてい
ただいた次第。9ページのリソース別の達成率をお示しいただき、電源のみ、抑制のみ、混成でそれぞれ達成率が、やはり
昨年度と同様に異なって、今年度少し電源抑制のみの達成率があくまで昨年度との比較になるが、少し低くなっているか
とを感じる。しかしながら、こちらの実効性テストについては、まだ始まって年数も浅いということで、今後、経時的にこうしたデ
ータが積み重なってくると考え、そうした数多くの今後得られるデータから、いかに実行性テスト、非常に高いリソースの皆様
方に、こうしたところにご入札いただけるかどうか、そうしたところにお役立ていただければと考える。最後にまとめの11ページ
についてだが、方向性については賛同させていただく。実効性テストとは、テストなので、厳正に公平に行うというところが、
大変大事なポイントであると認識しつつも、記載のとおり支援的に対応する姿勢というのも大変大事だと感じる。昨年度に
比べて、経験も積んだということで、今後も次年度、次々年度もこうした実効性テストを行っていくということを認識してい
るが、そうした経験値をベースにして、数多くの実効性テスト、やはり高い事象者様により多く集まっていただくことに、今後の
経験値、データを活用していただければと考える。

(荒木オブザーバー代理)

7ページの発動指令電源の実効性テスト結果の確認状況について発言させていただく。今回の資料で、減少容量が
179万kwと報告があったが、これは前年度の減少容量102万kwの約1.7倍、大きな数字という形で受け
止めている。この179万kwがなかりせば、例えばだが大型火力発電3基分の安定電源が25年度向けのメインオ
ークションで落札できていたとも考えられ、安定供給確保の観点からは、大きな課題ではないかと認識している。こちらは、
当検討会でご議論されていた実効性テストの達成率に応じた優先約定ルール、これが導入することが決定しており、いわ
ゆる枠取りを抑制する効果は期待できると考える。この優先約定ルールの導入の効果については、2025年度実施の
メインオークション案件に関する減少容量が判明するまでは、明らかにならないこともあるかと考え、過去の当検討会にて、
弊社や他の委員の方、オブザーバーの方からも話があった入札の時期を、実需給年度に近づけることで、調達見込み量
の予見性を高めるといったことも含め、引き続き検討をお願いできればと考える。

(秋池座長)

皆様、ご意見いただき感謝する。本日は2025年度の実需給に向けた準備について、事業者との説明会の様子や、実効性テストの様子を報告した。事務局の皆様には、容量市場の制度の周知、事業者とのコミュニケーションについて、繰り返し行っておられると認識しており感謝申し上げます。数多くの問い合わせもあるかと考えるが、しっかりとした制度として立ち上げていく大変な時期になるので、引き続きよろしく願います。以上で本日の議事が全て終了した。これを持って第59回容量市場の在り方等に関する検討会を閉会する。

以上